

鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所	公益社団法人鹿児島県労働基準協会
発行者	鹿児島市新屋敷町16の16
編集者	電話(代)099(226)3621 FAX 099(226)3622
	URL http://www.kakikyo.or.jp
印刷所	鹿児島市上荒田町 株式会社 朝日印刷

2017年(平成29年) May 5月号

平成29年度鹿児島労働局行政運営方針について



錦江湾公園のバラ園（鹿児島市）

【写真提供者：村山 隆 氏】

目次 CONTENTS

さくらじま	1
平成29年度鹿児島労働局行政運営方針について	2～6
鹿児島労働局幹部着任挨拶	7～8
労働災害減少に向けた緊急要請について	9
平成28年の労働基準監督署における 申告監督実施状況について	10
無災害記録証が授与されました ～無災害記録（2,250日）樹立～	11
飲食店における一般労働条件自主点検結果について	11～12

平成29年度労働保険年度更新手続きのお知らせ	13～14
3年離職率と職場の安全、職員の健康	15
県内の「ユースエール認定企業」が4社に増えました！	16
平成29年業種別死傷災害発生状況（3月末）	16
平成28年業種別死傷災害発生状況（確定値）	16
労務管理あれこれ ～意見書の提出拒否されたが～	17
鹿児島教習所の教室棟が完成しました	17
平成29年6月の講習開催のご案内	18

さくらじま

新緑が目にもまぶしく行楽にも絶好のこの季節に、ゴールデンウィークがあることは何と幸運なことかと思う。祝日は、それぞれの趣旨によって定められるのであって、意図的に集中させたわけではないでしょう。昭和の日は前の天皇誕生日であり、憲法記念日は日本国憲法の施行の日、端午の節句をこどもの日にしたのである。その後4日も祝日となって、長期の休みが取りやすくなった▼毎年連休には旅行しており、今年は東北方面を目指そうと考えています。ただ、年を取るにつれて、連休に日一杯遊ぶと、遊び疲れて仕事に支障があるので、連休後半は家でゆっくり過ごすようにしています。日本人は仕事も遊びも日一杯にやると

言われますが、仕事に差し支えるのでは本末転倒になってしまいます▼そして、連休明けにはいわゆる5月病にかかる新入社員が心配されます。4月に生活環境が大きく変化した者の中で、新しい生活や環境に適應できないまま、ゴールデンウィーク中に疲れが一気に噴き出し、連休明けに理由不明な体や心の不調を訴えるようになるとのこと▼新入社員が体調を崩し、休みがちになったり、離職せざるをえないこととなれば、会社にとって大きな損失です。採用難の時代にせきか雇うことができた貴重な人材（人材ではなく）ですから、ストレスチェック制度などを有効に活用し、まさに宝のように大切に扱っていただきたい。

労働行政のあらまし（平成29年度 鹿児島労働局行政運営方針）

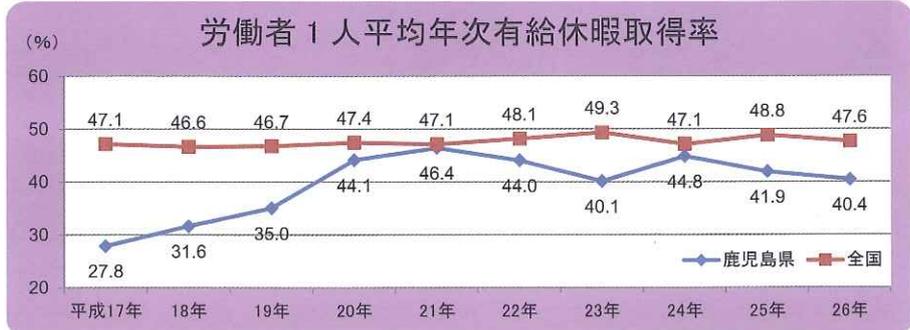
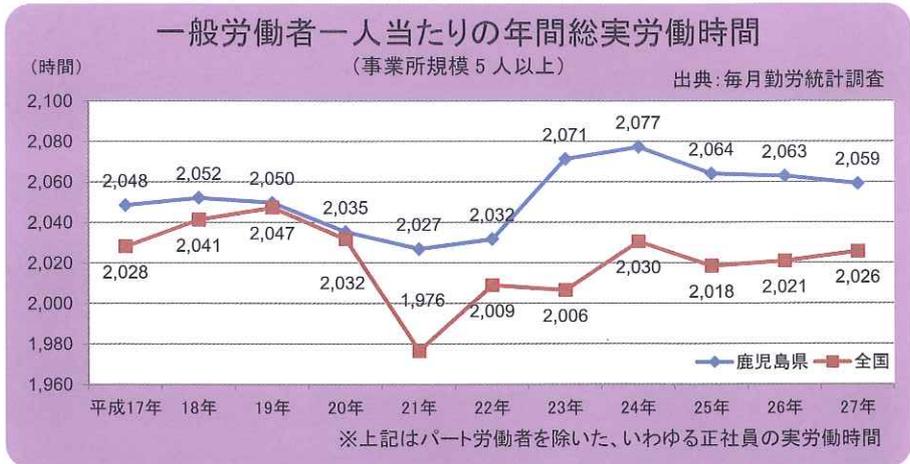
鹿児島労働局雇用環境・均等室

働き方改革等の推進のために

●働き方改革の推進

【目標】年間総実労働時間を減少させるため、県内の主要企業の経営トップへの働きかけを強力に行っていく

- ① 働き方・休み方を見直し効率的な働き方を進めていくため、「働き方改革推進本部」のもと、主要企業の経営トップ等に対する働きかけ等を引き続き実施します。
- ② 取組事例を「働き方・休み方改善ポータルサイト」に掲載し情報発信を行います。地方公共団体及び労使等の関係者からなる「鹿児島県のよりよい雇用・労働環境実現に向けた政労使会議」を開催し、地域の実情に応じた働き方改革を進めます。
- ③ 「労働時間等見直しガイドライン」の周知・啓発を行うとともに、労働時間等の設定の改善のための助言・指導、改善に取り組む中小企業に対する助成を行い、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方・休み方の見直しを支援します。



●女性活躍推進対策

【目標】義務企業からの届出率100%維持、認定取得企業を1社以上追加

一億総活躍社会実現の一環として、女性がその個性と能力を十分に発揮できる環境を整備するため、「女性活躍推進法」に基づき、301人以上企業に義務化された一般事業主行動計画の策定・届出や情報公表及び実施等について、企業による着実な取組がなされるよう支援し、女性活躍推進法の実効性の確保を図るとともに、県内気運を醸成し、えるぼし認定に向けた取組が進むよう積極的に働きかけます。

女性活躍推進認定マーク「えるぼし」



第1段階 第2段階 第3段階
(評価項目を満たす項目数に応じて3段階)

●非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の推進

【目標】フリーター等の正社員就職件数5,567件

「鹿児島非正規雇用労働者待遇改善支援センター」を設置し、企業への助言、セミナーの実施等を行うことにより非正規雇用労働者の待遇改善を推進します。

キャリアアップ助成金やトライアル雇用奨励金の活用によるフリーター・ニート等の非正規労働者の正社員転換・待遇改善を促進するとともに、パートタイム労働者の均等待遇の確保や正社員転換の措置等を内容とするパートタイム労働法の積極的な周知広報等に取り組みます。

安心して安全に働ける労働環境の確保のために

●働き過ぎ防止に向けた取組の推進

【目標】過重労働解消キャンペーンの周知啓発件数を昨年度（229件）以上

- ① 過重労働が行われているおそれがある事業場に対して、適正な労働時間管理や医師による面接指導の実施等を含む健康管理に関する窓口指導及び監督指導等を実施します。
- ② 特に、時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して監督指導を徹底します。

また、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間として、地方公共団体、関係機関等と連携し、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発や重点監督などの取組を行います。

- ③ 社会的に影響力の大きい企業において違法な長時間労働等を複数の事業場で行っていることが認められ場合の企業の経営トップ等に対する指導及び企業名の公表を行います。

平成28年度過重労働解消キャンペーンにおける重点監督結果

- (1)重点監督の実施事業場:56事業場(違反47事業場、83.9%)
 (2)主な違反内容[(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]
- ① 違法な時間外労働があったもの:33事業場(58.9%)
 - ② 賃金不払残業があったもの:3事業場(5.4%)
 - ③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの:7事業場(12.5%)

●労働条件の確保・改善対策

- ① 労働基準関係法令の履行確保に問題があると考えられる事業場等に対して監督指導等を実施するとともに、重大又は悪質な事案に対しては司法処分を含め厳正に対処します。特に、労働契約の締結に際しての労働条件の明示や時間外労働協定の締結・届出について、使用者に対する指導を徹底します。
- ② 賃金不払残業を防止するため、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知・徹底及び監督指導等を実施するとともに、「賃金不払残業総合対策要綱」に基づき総合的な対策を推進します。また、重大又は悪質な事案に対しては、司法処分を含め厳正に対処します。

●最低賃金制度の適切な運営

【目標】市町村広報誌等の掲載率を90%以上

- ① 鹿児島県で適用される最低賃金の周知・徹底と、その着実な履行確保に取り組みます。
- ② 最低賃金の履行確保上問題のある業種等を重点に監督指導等を実施し、遵守の徹底を図ります。

鹿児島県の最低賃金

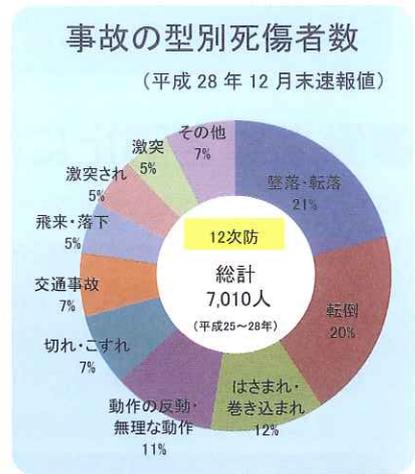
最低賃金の種類		最低賃金額(時間額)	効力発生日
地域別最低賃金	鹿児島県最低賃金	715円	平成28年10月1日
特定(産業別)最低賃金	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	745円	平成29年1月8日
	自動車(新車)小売業	780円	平成28年12月21日

最新の最低賃金額は最低賃金テレフォンサービスで確認できます TEL 099-223-8881

●労働災害の防止対策

【目標】死傷者数を平成24年の15%減

近年、労働災害が増加傾向にあることから、災害が多発している業種及び事故の型に着目して、労働災害防止団体や業界団体との連携、県・市町村への働きかけ等により、具体的な災害防止対策の指導やリスクアセスメントの実施促進を図ります。

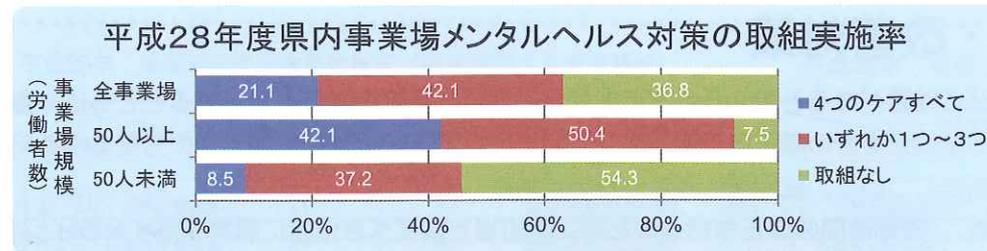


●職場における健康確保対策

【目標】ストレスチェック結果報告書の提出率を50人以上の事業場で80%以上

化学物質を取り扱うすべての事業者に対して、化学物質の譲渡・提供時における危険有害性情報交付義務対象物質のラベル表示及び取り扱う際のリスクアセスメントの実施が義務化されたことを踏まえ、制度の周知と関係法令遵守の徹底を図ります。

また、ストレスチェック制度実施の徹底を図りつつ、メンタルヘルスの「4つのケア」の普及を促進します。



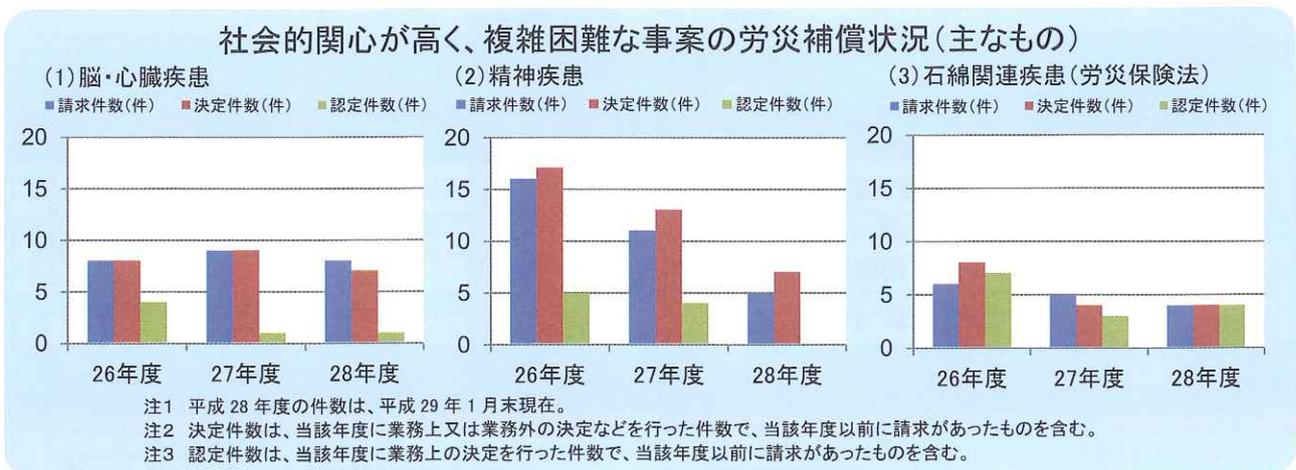
※「4つのケア」とは、労働者によるストレスの気づき等（セルフケア）、管理監督者による環境改善等（ラインケア）、相談窓口の設置等事業場内産業保健スタッフ等によるケア、医療機関等事業場外資源によるケアのことをいいます。

●労災保険給付の迅速・適正な処理

【目標】社会的関心が高く、複雑困難な事案（※）について、請求件数以上を決定

※ 脳・心疾患、精神疾患及び石綿関連疾患（労災保険法）に関する事案

労災補償行政の使命である迅速・適正な補償・救済の的確な実施について、引き続き重点的に取り組みます。特に社会的関心が高く複雑困難な事案が多い脳・心臓疾患事案、精神障害事案及び石綿関連疾患事案等については、認定基準等に基づき、より一層の迅速・適正な事務処理を推進します。



男女とも活躍できる雇用環境の確保のために

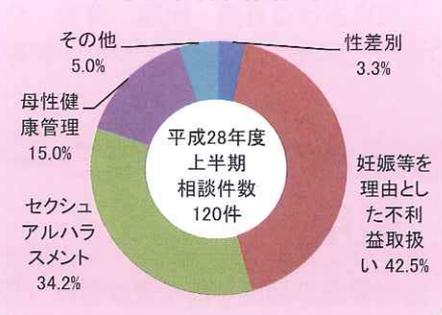
●職場における男女の均等な機会及び待遇の確保対策

【目標】 法令違反における是正率100%

労働者が性別により差別されることなく、働く女性が母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようにするため、平成29年1月1日に施行された改正男女雇用機会均等法関係法令の履行確保を行政指導等により徹底します。さらに、性別を理由とする差別的取扱い及び妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いに関する相談や労使間の紛争については、解決援助制度の活用などにより迅速に対応します。

また、ポジティブ・アクションに取り組む事業主を支援します。

均等法関係相談状況



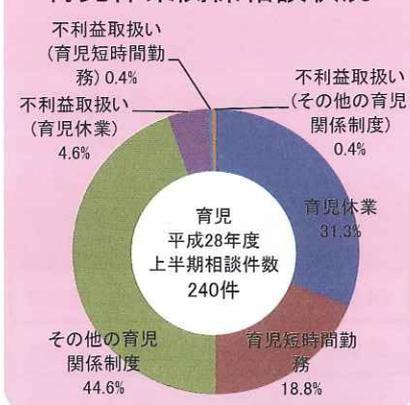
●職業生活と家庭生活の両立支援対策

【目標】 法令違反における是正率100%

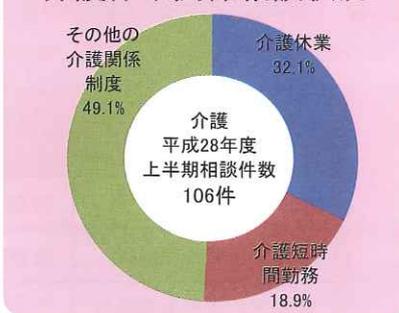
義務企業からの届出率100%維持、認定取得企業を2社以上追加

非正規労働者を含めた男女労働者が、仕事と育児・介護の両立ができる職場環境を整備するため、行政指導等により平成29年1月1日に施行さ

育児休業関係相談状況



介護休業関係相談状況



認定マーク 「くるみん」



特例認定マーク 「プラチナくるみん」



れた改正育児・介護休業法の履行確保を図ります。さらに、育児休業などを理由とする不利益取扱いなどに関する相談や労使間の紛争については、紛争解決援助制度の活用などにより迅速に対応します。

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定について、各企業の実態に即した策定を促進するとともに、多くの企業がくるみん認定及びプラチナくるみん認定を目指した取組を進めるよう、積極的な働きかけを行います。

また、助成金の活用等により仕事と育児・介護との両立支援のための取組を推進している企業を支援します。

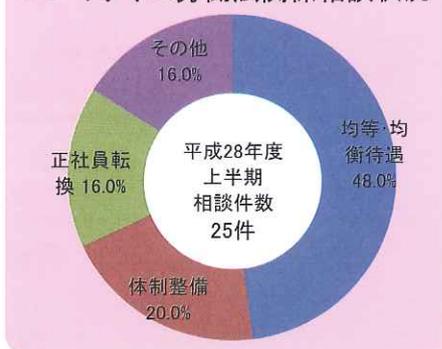
●パートタイム労働対策

【目標】 法令違反に対する是正率100%

パートタイム労働者の働き・貢献に応じて正社員等との均等・均衡待遇が得られるよう、行政指導等により、パートタイム労働法の履行確保を図ります。

事業主に対して、均等・均衡待遇への具体的取組や実態に応じた正社員への転換推進制度についてのアドバイスを行い、均衡待遇等の取組を支援します。

パートタイム労働法関係相談状況



●総合的ハラスメント対策の一体的実施

【目標】法令違反における是正率100%

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントや上司・同僚等からの妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントなど職場におけるハラスメントは複合的に生じることが多いため、一体的にハラスメントの未然防止を図るとともに、相談への迅速な対応を行います。

企業における妊娠・出産、育児、介護休業等に関するハラスメント防止対策への取組、職場のパワーハラスメントの予防・解決への取組、セクシュアルハラスメント防止対策への取組の促進を図ります。

総合労働相談コーナー

鹿児島労働局雇用環境・均等室内
TEL 099-223-8239
各労働基準監督署内
鹿児島 TEL 099-214-9175
川内 TEL 0996-22-3225
鹿屋 TEL 0994-43-3385
加治木 TEL 0995-63-2035
名瀬 TEL 0997-52-0574

●総合労働相談コーナーの積極的な運用

労働関係の相談を広く受け付け（ワンストップ・サービス）、適切な情報提供・アドバイスを行います。また、紛争の実情を的確に見極め、助言・指導、あっせんの利用を積極的に勧奨します。

●労働契約法に基づく「無期転換ルール」への対応

無期労働契約への転換申込みが本格化する平成30年4月にむけて、各企業における無期転換ルールへの対応に向けた準備を呼びかけます。

労働保険料等の適正な徴収のために

【目標】労働保険料収納率が前年度を上回る（平成27年度収納率97.57%）

労働保険料の徴収については、事業主等に対し、納付督促時などあらゆる機会に、口座振替制度の利用促進及び期限内納付の徹底を図ります。

労働保険未手続事業については、適正な保険料の申告・納付が行われるよう、事業主、事業主団体や労働保険事務組合に対する周知・広報に努め、対象事業場の把握及び加入指導による未手続事業の一掃に取り組みます。

労働保険適用事業場数及び労働保険料収納額・率の推移

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
労働保険料収納額 (単位:百万円)	27,057	24,388	24,359	25,374	25,320
労働保険料収納率	95.66%	95.96%	96.87%	97.26%	97.57%
労災保険適用事業場数	35,728	36,055	36,472	37,000	37,359
雇用保険適用事業所数	28,455	28,807	29,213	29,663	30,100

平成29年度鹿児島労働安全衛生大会

本年度の特別講演は、次の方を予定しています。

開催日 平成29年7月3日（月）13時00分～
会場 鹿児島市民文化ホール 第2ホール

第1講演者

川野 純子先生 社会医療法人博愛会 相良病院 乳腺科 医師
演題：乳がんの治療と就労（仮題）

第2講演者

原岡 義彦先生 中央労働災害防止協会 九州安全衛生サービスセンター 所長 安全管理士
演題：労働災害防止対策の原点 ～危険を危険と気づくために～

◇◇◇ 労働災害の撲滅と快適職場の実現を願って ◇◇◇
～多数の参加をお待ちしています。～

鹿児島県労働災害防止団体等連絡協議会（電話099-226-3621 労働基準協会内）



着任のご挨拶

鹿児島労働局総務部長
かたひら かずや
片平 一哉

この度、4月1日付けで鹿児島労働局総務部長を拝命いたしました片平でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

3月までは、熊本労働局総務部において勤務しておりました。私は、南九州市の出身であり、平成5年3月まで鹿児島労働基準局に勤務した後、本省や青森、大分、宮崎局等において勤務しました。今回は、24年振りに故郷において勤務する機会をいただいたところであり、嬉しく思っているところです。

さて、皆様ご承知のとおり、鹿児島労働局は、労働基準、職業安定、雇用均等の3つの行政分野を総合的かつ一元的に運営し、労働基準監督署及び公共職業安定所（ハローワーク）においては、労働者や事業主を始めとする県民と直接向き合い、労働条件の確保・改善や求人の開拓、迅速な就職の促進に取り組んでおります。

当県の雇用情勢は、県内経済の緩やかな回復の動きがみられる中、改善の動きが続いておりますが、依然として有効求人倍率が全国平均を下回る状況となっております。さらに、労働時間や賃金不払いなどに係る相談も多く寄せられ、また、労働災害は増加傾向にあるなど、なお多くの問題が見られるところがあります。また、新たな行政課題として、誰もが安心して多様な働き方を選択して能力を発揮できるよう、働き方改革の推進、女性の活躍推進などにより、誰もが活躍できる環境を整備していく必要があります。鹿児島労働局は、これらの課題の解決のために果たす役割は大きいものがあると考えております。今後、真に鹿児島県の労働者や事業主のための機関として機能するよう、私に与えられた役割を果たしてまいりたいと考えておりますが、労働局としてこれらの実現のためには、皆様方のご理解とご協力は不可欠であると考えておりますので、ご指導、ご協力をお願い申し上げます。

終わりに、貴協会及び会員の皆様のご健勝とご繁栄を祈念いたしまして、着任のごあいさつとさせていただきます。



着任のご挨拶

鹿児島労働局雇用環境・均等室長
おおば なおみ
大庭 直美

4月1日付けで鹿児島労働局雇用環境・均等室長を拝命いたしました大庭でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

鹿児島での勤務は初めてでございますが、大変嬉しく、そして光栄に思っております。

ここ数年は、毎年のように鹿児島を旅行で訪れておりましたので、「まあ、いっど、こけ住んだらどげんけん」と、鹿児島の地が呼び寄せてくれたのだと思っております。

さて、昨年度、労働局内に新たに設けられました「雇用環境・均等室」も2年目を迎えることとなりました。

雇用環境・均等室では、労働人口が減少していく中、誰もが活躍できる社会が実現できるよう「働き方改革」をはじめ、「女性の活躍推進」や、安心して働くことができる環境整備として「ハラスメント対策」に取り組んでおります。

特に若年層の県外流出防止については、多くの自治体と同様、鹿児島においても大きな課題となっておりますため、皆様方のお力をお借りしながら、魅力的な労働環境の整備に向けて努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

なお、わたくし事として、家族（夫、子ども3人）は、北のほうから、青森、長野、岡山、福岡と点在しており、休日は赴任先から家族のところへ、という生活をしておりましたが、これからは、勤務とともに鹿児島での生活を十分に満喫しようと思っております。

最後になりますが、貴協会並びに会員の皆様のご発展とご健勝を祈念いたしまして、着任のご挨拶とさせていただきます。



着任のご挨拶

鹿児島労働局総務部総務課長
ふじた まさひろ
藤田 正弘

新緑の候、会員の皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、4月1日付をもちまして総務部総務課長を拝命いたしました。

3月までは鹿屋公共職業安定所で勤務しており、会員の皆様には一方ならぬご協力を賜り、誠にありがとうございました。

さて、県内経済は緩やかな回復の動きがみられるとされておりますが、鹿児島労働局は、平成29年度の行政運営方針として、働き方改革等の推進・多様な方々の雇用の安定の実現・安心して安全に働ける雇用環境の確保・男女とも活躍できる雇用環境の確保を図るため、各種の施策を展開していくこととしております。

総務課といたしましても、雇用環境・均等、労働基準、職業安定行政の連携のもと、それぞれの専門性を十分発揮し、各施策が円滑かつ迅速に推進されることにより、労働行政が地域や県民の期待に応えられるよう「縁の下の力持ち」として、努力して参りたいと思っております。

今後とも会員の皆様方におかれましては、これまで以上のご理解を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

最後に、貴協会のご発展と会員皆様方のご繁栄を祈念いたしまして着任のご挨拶とさせていただきます。



着任のご挨拶

鹿児島労働局総務部労働保険徴収室長
ふくもと ひでゆき
福元 英幸

新緑の候、会員の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、4月1日付けをもちまして、鹿児島労働局総務部労働保険徴収室長を拝命いたしました。何卒よろしくお願ひ申し上げます。

さて、労働保険制度は、労災保険給付や失業給付といったセーフティネットの基盤であるとともに、労働行政の各種施策等を財政面から支える重要な役割を担っております。

また、厳しい行財政事情の下、労働保険制度の運営に当たっては、費用負担の公平の確保等の観点から、労働者を雇用する全ての事業主の労働保険への加入と、労働保険料等の確実な納付が、より一層求められているところです。

このような状況の中、もとより微力ではありますが、本県における労働保険制度の円滑な運営のため、精一杯努力して参りたいと存じますので、会員の皆様方の格別なご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、労働保険の年度更新に係る申告・納付は、来る6月1日（木）から7月10日（月）までとなっておりますので、ご協力の程よろしくお願ひ申し上げます。

最後に、貴協会のご発展と会員の皆様方のご健勝を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。



着任のご挨拶

鹿児島労働局労働基準部監督課長
おんた もとひろ
恩田 基弘

新緑の候、公益社団法人鹿児島県労働基準協会並びに会員の皆様方におかれましては、益々のご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、4月1日付けで、鹿児島労働局労働基準部監督課長を拝命いたしました恩田と申します。何卒よろしくお願ひいたします。

この3月までは、本省労働基準局監督課に勤務しており、一億総活躍社会の実現などに向けた長時間労働の是正、働き方

改革の推進に加え、昨年秋に社会問題化した過労自殺事案などを受け、平成28年度は、兎にも角にも「長時間労働の是正」、「過労死等ゼロ」を強力に推進する1年でした。今年度もその流れは変わらず、長時間労働対策、メンタルヘルス対策を主軸として、賃金不払残業の解消、時間外労働協定（36協定）の適切な締結など基本的な労働条件の枠組みの適正化、あるいは、労働災害防止対策などを進めていくことになると考えております。

特に、労働時間の関係では、平成27年4月に国会に提出された長時間労働の削減や柔軟で多様な働き方を実現するための改正労働基準法案や、今年の3月末に策定された働き方改革実現会議における実行計画に基づく、36協定の上限規制に係る関係法案の国会への提出、審議が予定されており、その審議状況にもよりますが、仮に各法案が成立すれば、平成29年度は非常に大きな変革の年になると予想されます。

この潮流にしっかりと対応するためには、働き方の見直しのみならず、各会員の皆様における仕事の仕方、業務の配分等の抜本的な改革が不可欠となりますので、早め早めに対応いただくようお願いいたします。

全国に先駆けて、残業が当たり前という風潮を打破し、人々が生き活きと働ける鹿児島県、ここで働きたいと思える鹿児島県を目指し、私も、監督行政という立場ではありますが、微力ながら、力を尽くしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。



着任のご挨拶

鹿児島労働局労働基準部監督課賃金室長
うえのほら つとむ
上ノ原 勉

新緑の候、会員の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、4月1日付けをもちまして賃金室長を拝命致しました。何卒よろしく願い申し上げます。

賃金室には平成13年度から2年間在籍しておりましたので、14年ぶりの勤務となりました。当時と比較して、最低賃金改正を取り巻く情勢が様変わりし、浦島太郎になったような気がしております。

さて、当室では、最低賃金の決定、そのための賃金関係統計に関する事務、最低賃金の履行・確保対策の推進等に係る業務を行っております。

このうち、最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより労働条件の改善を図るとともに、労働力の質的向上や企業間の公正競争を確保するなど、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としているもので、極めて重要な業務であると考えているところです。

鹿児島県の現在の最低賃金は、「鹿児島県最低賃金715円」、「鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業（医療用計測器製造業を除く）、ただし心電計製造業は含む）最低賃金745円」、「鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金780円」と改正され、県内のすべての労働者に適用されているところです。

最低賃金制度が社会のセーフティネットとしての機能を十分に果たせるよう各種業務を推進しなければならないと考えているところです。

もとより微力ではございますが、精一杯努力して参りたいと存じますので、会員の皆様方の格別なご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、貴協会の益々のご発展と会員皆様方のご繁栄を祈念いたしまして着任のご挨拶とさせていただきます。



着任のご挨拶

鹿児島労働局労働基準部健康安全課長
おおさわ たかし
大澤 隆

新緑の候、公益社団法人鹿児島県労働基準協会会員の皆様方におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

す。

この度、4月1日付けをもちまして、鹿児島労働局労働基準部健康安全課長を拝命いたしました。何卒よろしく願いいたします。

この3月までは、総務課で総務企画官として、人事・職員管理等の業務に携わっており、鹿児島労働局で安全衛生業務に就くのは、約20年ぶりとなります。

県内の労働災害発生状況は、死傷者数・死亡者数ともに前年より増加しており、特筆すべきは、平成28年の死傷者数が1,985人と13%余り増加し、平成11年の頃の水準にまで後戻りしてしまったことにあります。

このような中、平成25年度より始まった第12次労働災害防止計画の最終年度を迎えるにあたり、目標達成がたいへん厳しい状況となっております。

特に、第3次産業での増加が著しく、様々な対策を講じていかなければならないと痛感しているところでございます。

また、化学物質による健康障害防止対策、ストレスチェック制度をはじめとしたメンタルヘルス対策等労働者の心と体の健康についても取り組んでまいります。

さらに、がんなどの病気になっても働き続けられる職場づくりのために、治療と職業生活の両立を実現しやすい職場の環境整備にも努めてまいります。

もとより微力ではございますが、県内の労働災害の一層の減少と労働者の健康確保を目指して、安全衛生行政を推進していく所存でございますので、貴協会並びに会員皆様方の御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、貴協会のますますの御発展と会員皆様方の御繁栄を祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。



着任のご挨拶

鹿児島労働局労働基準部労災補償課長
にしだ かずほ
西田 和宝

新緑の候、会員の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より労災補償行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、4月1日付けで労災補償課長を拝命いたしました。何卒よろしく願い申し上げます。

さて、労災補償行政を取り巻く状況としましては、事実調査に多大な事務量を要する脳・心臓疾患事案、精神障害事案に係る請求件数及び認定件数は高止まりの状態となっているところです。このような中において、特に、過労死等の労災請求事案を巡る社会的関心は高く、労災補償行政においては、その迅速かつ的確な労災認定を図ることが求められているところです。

労災補償行政の推進に当たっては、不幸にして被災された方々には懇切・丁寧な対応をすること、労災保険給付の迅速・適正な事務処理に取り組んでいくことについては、最も重要視していかなければならないと考えております。

また、労働者災害補償保険は保険制度である以上、制度への信頼を揺るがすことに繋がりがかねない不正受給の防止、被災労働者の保護に欠けることとなる労災かくしの排除の対策にも、積極的に取り組んでいかなければならないところです。

こうした日々の積み上げにより、鹿児島県の皆様に対して、労災補償行政が信頼されるものになると思っております。

そのためには、もとより微力ではございますが、私自身、皆様方のご支援をいただきながら、鹿児島県の労災補償行政の推進のため、努めていく所存ですので、会員の皆様方におかれましては、今後とも変わらぬ御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、貴会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝を祈念申し上げ、着任の挨拶とさせていただきます。

労働災害減少に向けた緊急要請について

（公社）鹿児島県労働基準協会

平成29年4月19日、労働災害防止団体等代表者会議において江原由明鹿児島労働局長より諏訪健彦当協会長へ労働災害減少に向けた緊急要請書（別紙）が手渡されました。

鹿児島労働局によると鹿児島県内の労働災害による休業4日以上之死傷者数は、平成28年は対前年比で234人（13.4%）増と大幅に増加し、1,985人となるなど平成11年以來の最も多い人数となったとのこと。

各職場におかれましては、労働災害防止に向けた一層の取組を積極的に推進して下さいますようお願い致します。

（別紙）

平成29年4月19日

公益社団法人鹿児島県労働基準協会

会長 諏訪 健彦 殿

鹿児島労働局長

労働災害減少に向けた緊急要請について

平素より労働安全衛生行政につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、鹿児島県内の労働災害による休業4日以上之死傷者数（以下「死傷者数」という。）は、近年増加傾向が続いており、平成28年は対前年比で234人（13.4%）増と大幅に増加し、1,985人となるなど平成11年以來の最も多い人数となりました。また、死亡者数は対前年比で3人増加し、20人と高い水準となっています。

第12次労働災害防止計画（以下「12次防」という。）では目標値として平成24年比で死傷者数を15%以上減少させること、死亡者数を各年15人以下とすることを掲げて取組んでおりますが、この観点からすれば、平成28年の労働災害の発生状況は大変遺憾なものであり、極めて深刻な事態であると受け止めています。

さらに、平成29年1月から3月の災害発生状況は前年同月比で44名（13.9%）増加するなど、増加傾向が続いており、憂慮すべき事態に陥っております。

また、平成25年4月からの65歳までの定年延長の義務化等による労働者数の増加も一因と考えられますが、60歳以上の死傷者がここ3年で急増し、平成28年の死傷者数は、初めて50歳代の死傷者数を上回っています。

このような厳しい状況を改善していくためには、行政と労働災害防止団体等とが緊密に連携し合い、一体となって取組んでいくことが重要であると考えられます。

つきましては、貴団体におかれましては、労働災害防止について豊富なノウハウを持つ業界の労働災害防止対策の推進役として、12次防の取組を一層推進されるとともに、高齢労働者対策も含めて、傘下会員に対する労働災害防止対策への働きかけ等に関し、特段の御配慮を賜りますよう、ここに要請をいたします。

平成28年の労働基準監督署における申告監督実施状況について

鹿児島労働局監督課

鹿児島労働局では、県内の5つの労働基準監督署において、申告・相談に対して迅速・的確に対応し、その早期解決を図ることに努めています。

労働者は、労働基準法等の法律に基づいて、事業場において労働関係法令に違反する事実があるときは、その事実を労働基準監督署に申告し、是正のための措置をとるように求めることができるとされております。

平成28年（1月～12月）に県下の労働基準監督署において処理した労働基準法等に基づく申告監督件数は、別表1のとおり221件で、うち167件（75.6%）において申告事項に関する違反が認められました。

申告事項ごとの違反では、別表2のとおり賃金不払いが最も多く131件、次いで解雇が22件の順でした。

平成27年と比較すると申告監督の件数は43件減少しているものの、依然として厳しい経済情勢が続いており、人手不足が深刻化している中で、事業主の皆様方には、労働基準法と始めとする関係法令を遵守し、働きやすい職場環境の整備に努めていただきますようお願いいたします。

別表1

業種別申告処理状況（平成28年1月～12月分）

鹿児島労働局

業 種	区 分	監事 督業 実場 施数	事違 業場 数反	事違数 業 比 場反率
製 造 業	食 料 品 製 造 業	6	3	50.0
	織 維 工 業	0	0	0.0
	衣服その他の繊維製品製造業	1	1	100.0
	木材・木製品製造業	3	3	100.0
	家具・装備品製造業	0	0	0.0
	パルプ・紙・紙加工品製造業	0	0	0.0
	印刷・製本業	0	0	0.0
	化学工業	0	0	0.0
	窯業土石製品製造業	2	1	50.0
	鉄 鋼 業	0	0	0.0
	非鉄金属製造業	0	0	0.0
	金属製品製造業	0	0	0.0
	一般機械器具製造業	0	0	0.0
	電気機械器具製造業	3	2	66.7
	輸送用機械等製造業	0	0	0.0
	電気・ガス・水道業	0	0	0.0
	その他の製造業	3	3	100.0
小 計		18	13	72.2
鉱 業	石 炭 鉱 業	0	0	0.0
	土 石 採 取 業	0	0	0.0
	その他の鉱業	0	0	0.0
	小 計		0	0
建 設 業	土 木 工 事 業	7	5	71.4
	建 築 工 事 業	19	14	73.7
	その他の建設業	11	8	72.7
	小 計		37	27
運 輸 交 通 業	鉄道・軌道・水運・航空業	0	0	0.0
	道路旅客運送業	2	1	50.0
	道路貨物運送業	12	9	75.0
	その他の運輸交通業	0	0	0.0
	小 計		14	10
貨 物 取 扱 業	陸上貨物取扱業	0	0	0.0
	港湾運送業	0	0	0.0
	小 計		0	0
工 業 的 業 種 計		69	50	72.5

業 種	区 分	監事 督業 実場 施数	事違 業場 数反	事違数 業 比 場反率
農 林 業	農 業	6	6	100.0
	林 業	3	3	100.0
	小 計		9	9
畜 産 ・ 水 産 業	畜 産 業	4	3	75.0
	水 産 業	1	1	100.0
	小 計		5	4
商 業	商 業	43	31	72.1
金融・広告業	金 融 ・ 広 告 業	1	1	100.0
映画・演劇業	映 画 ・ 演 劇 業	0	0	0.0
通信業	通 信 業	0	0	0.0
教育・研究業	教 育 ・ 研 究 業	3	3	100.0
保 健 衛 生 業	医 療 保 健 業	8	6	75.0
	社 会 福 祉 施 設	16	11	68.8
	その他の保健衛生業	4	3	75.0
	小 計		28	20
接 客 娯 楽 業	旅 館 業	10	10	100.0
	飲 食 店	21	17	81.0
	その他の接客娯楽業	5	4	80.0
	小 計		36	31
清掃・と畜業	清 掃 ・ と 畜 業	13	11	84.6
官 公 署	官 公 署	0	0	0.0
そ の 他 の 事 業	派 遣 業	2	0	0.0
	そ の 他 の 事 業	12	7	58.3
	小 計		14	7
非 工 業 的 業 種 計		152	117	77.0
合 計		221	167	75.6

別表2

違反事項種別（平成28年1月～12月）

鹿児島労働局

主要事項別違反事業場数										
均等 待遇	労働基準法						最低 賃金 法	労働安全衛生法		じん 肺 法
	同男 一賃 金女	賃 金 不 払	解 雇	労働時間等		そ の 他		安 全	衛 生	
				一 般	年 少 者					
0	0	131	22	0	0	14	8	2	0	0

本籍地の記載を求める省令様式等の改正

本籍地の記入が不要になりました！

（公社）鹿児島県労働基準協会

- 平成29年4月1日に「労働安全衛生規則」が改正されました。
- これにより、技能講習等受講申し込みをする際、申込書の本籍地欄への記入が不要となりました。
- また、既に交付を受けた講習修了証より本籍地を変更された場合も、本籍地の書き替えが不要となりました。

※改正前の様式の受講申込書（本籍地欄がある申込書）も、引き続き使用できます。その場合も、本籍地欄の記入は不要です。

無災害記録 2,250日を樹立 無災害記録証 授与される

(公社) 鹿児島県労働基準協会

オーベクスメディカル株式会社鹿児島事業所（始良市）は、無災害記録2,250日を樹立したとして、平成29年3月1日付けで中央労働災害防止協会会長より無災害記録証（銅賞：第3種）を授与されました。

同所は、かねてより労使協力して労働災害の防止に努め、平成28年12月に無災害記録を達成し、その後無災害を継続されていることが認められたものです。

記録証は、同社常務取締役の井川幸雄所長の出席のもと4月4日本会役員室において、当協会の吉本耕作専務理事から授与されました。

井川幸雄所長は、無災害で事業ができたことは、かねての社員の努力の賜であり引き続き無災害を継続していきたいと抱負を述べられました。

同社は、東京都に本社があり始良市の鹿児島事業所（社員約70名）で、医療機器等の精密機械器具製造を行っており、1,000日達成（努力賞）に引き続き2回目の受賞となりました。今後のより一層の発展を祈念申し上げます。



記録証を手に喜びの井川幸雄所長（左）と吉本耕作専務理事

中小企業無災害記録証授与制度の活用のおすすめ

中災防では、中小企業が自主的に安全衛生活動を進める上での目標となるよう「中小企業無災害記録証授与制度」を設けています。

この制度開始以来、経営者、従業員が丸となって安全衛生活動を進め、無災害記録を達成した多くの事業場に無災害記録証が授与されています。

災害ゼロの安全で快適な職場づくりに向けて、ぜひこの制度をご活用ください。

【申請・問い合わせ先】

◆中央労働災害防止協会 教育推進部企画課 TEL03-3452-6402

◆(公社)鹿児島県労働基準協会 総務部 TEL099-226-3621

又はお近くの本会支部へお問い合わせ下さい。

飲食店における一般労働条件自主点検結果について

鹿児島労働局監督課

鹿児島労働局は、平成28年9月から10月にかけて、県内の飲食店218事業場に対し、アンケート形式で「一般労働条件に関する自主点検」を実施し、その状況を取りまとめました。

1 回答事業場 156事業場

労働者数内訳：「1人～9人」35事業場
「10人～29人」93事業場
「30人～49人」18事業場
「50人以上」8事業場、未記入2事業場

労働者数30人未満の事業場が
8割を超える

2 全体の状況

自主点検表提出事業場のうち、何らかの改善を要する事業場は、91事業場（58.3%）

3 項目別の要改善件数

要改善項目の多かった内容は下記のとおり。

- ① 36協定の届出なく、時間外・休日労働を行わせている等・・・43件（27.6%）
- ② 就業規則及び36協定などの周知を行っていない・・・34件（22.1%）
- ③ 毎年定期的に健康診断を実施していない等・・・33件（21.6%）
- ④ 雇入れ時に書面等で労働条件を明示していない等・・・27件（17.3%）
- ⑤ 労働者が10名以上いるのに就業規則を作成していない等・・・26件（16.7%）

4 今後の対応

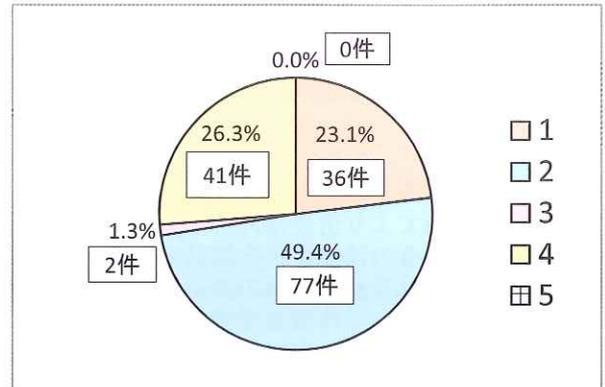
この自主点検の結果から、約6割の事業場で何らかの改善を要する項目が認められたこと、並びに自主点検の項目のうち、労働時間規制及び健康障害防止に関する項目の要改善件数が多かったことが認められました。このことから、鹿児島労働局では労働基準法等の遵守徹底を図るため、平成29年度自主点検表の提出がなかった事業場を含め「労働基準法等に関する説明会」を実施する予定です。なお、この説明会を欠席した事業場で自主点検表を提出しなかった事業場等に対して、管内の労働基準監督署において、「監督指導」を実施する予定としています。

飲食店における労働条件に関する自主点検結果

別紙2

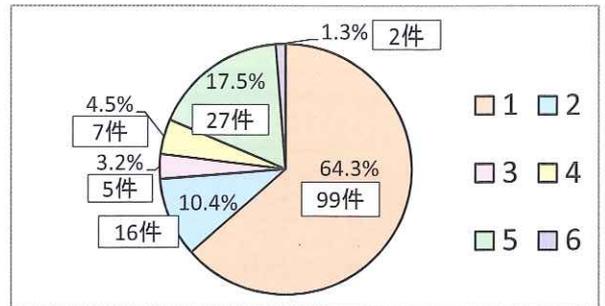
1 時間外労働・休日労働に関する協定

1	時間外労働・休日労働はない	36件	
2	時間外労働・休日労働がある	「時間外労働の限度に関する基準」に適合した協定を締結して届け出ている	77件
3		協定を締結して届け出ているが、協定内容が「時間外労働の限度に関する基準」に適合していない	2件
4		協定を締結していない、または締結しているが届け出していない	41件
5	未記入、該当なし等	0件	



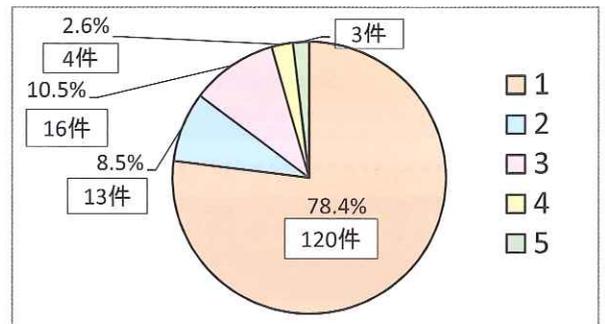
2 就業規則、時間外労働・休日労働協定などの周知

1	周知している	作業場の見やすい場所への掲示または備え付け	99件
2		労働者への書面の交付	16件
3		電子データを労働者が常時確認可能	5件
4		その他の方法	7件
5	周知していない	27件	
6	未記入、該当なし等	2件	



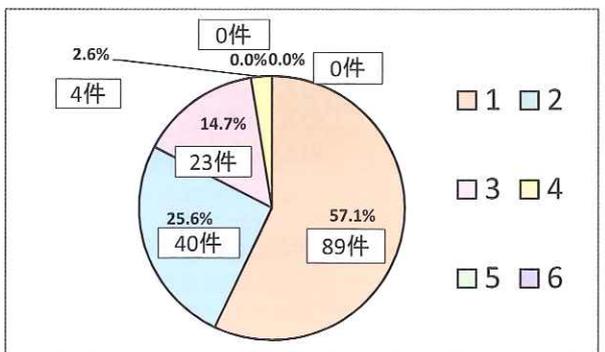
3 健康診断

1	毎年1回以上定期的に行っている	120件
2	毎年1回以上行っているが、毎年同じ時期には行っていない	13件
3	年によって行ったり行わなかったり、一定しない	16件
4	行ったことがない	4件
5	未記入、該当なし等	3件



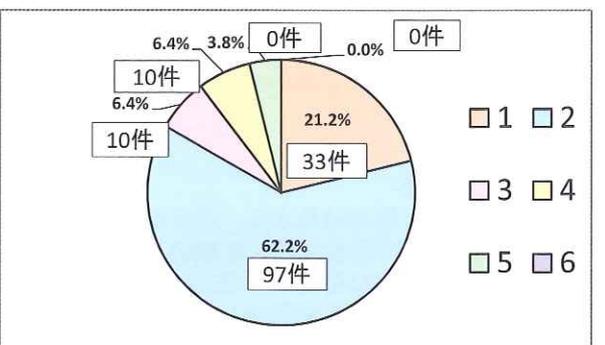
4 労働条件の明示

1	労働条件通知書を交付して労働条件全般について明示している	89件
2	労働条件全般について口頭で明示するとともに、労働時間、賃金等に関する事項については書面交付している	40件
3	労働条件全般について口頭で明示しているが、書面の交付はしていない	23件
4	労働時間、賃金等の労働条件の一部についてのみ口頭で明示している	4件
5	労働契約締結時には労働条件を明示していない	0件
6	未記入、該当なし等	0件



5 就業規則

1	常時雇用する労働者が10人未満である（就業規則の作成・届け出の義務はありません）	33件	
2	常時雇用する労働者が10人以上いる	就業規則を作成して監督署に届け出ており、内容も実情に合っている	97件
3		就業規則を作成して監督署に届け出ているが、内容が実情に合っていない	10件
4		就業規則を作成しているが、監督署には届け出していない	10件
5	就業規則を作成していない	6件	
6	未記入、該当なし等	0件	



平成29年度 労働保険年度更新手続のお知らせ

鹿児島労働局労働保険徴収室

平成29年度の労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新手続は、6月1日から7月10日までの間に行ってください。

- 年度更新申告書は6月1日前後にお手元にお届けできるように送付する予定です。
- 労働保険料等の算定方法は変わりません。（4月1日から翌年3月31日までに支払う賃金総額に保険料率を乗じた額となります。）賃金集計表（一括有期事業報告書等含む）の作成は、厚生労働省ホームページの年度更新申告書計算支援ツール（近日中に掲載予定）を利用すると便利です。
- 建設業で賃金総額を労務費率により算出する場合、平成27年度以降に開始された事業については、請負金額に消費税を含まないものとします。
- 年度更新業務（申告書の発送、審査等）の一部を民間事業者へ外部委託することとしていますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。
- 労働保険料の納付は、金融機関をご利用ください。
- 申請することで、労働保険料・一般拠出金について、口座振替により納付することができます。
- 従業員の方の雇用保険加入手続は、別途、管轄の公共職業安定所（ハローワーク）への届出が必要です。
- 平成29年度の労災保険料率は、前年度から変更はありません。
 - ・労災保険料率表は鹿児島労働局ホームページをご覧ください。
- 平成29年4月1日より雇用保険料率が引き下げられました。
 - ・雇用保険料率表は次のとおりです。

平成29年度 雇用保険料率表

事業の種類	負担者 ① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	②		①+② 雇用保険料率	
		事業主負担	失業等給付の 保険料率		雇用保険二事業の 保険料率
一般の事業	3/1000	6/1000	3/1000	3/1000	9/1000
農林水産 清酒製造の事業	4/1000	7/1000	4/1000	3/1000	11/1000
建設の事業	4/1000	8/1000	4/1000	4/1000	12/1000

- 年度更新説明会は実施いたしません。
- 下記日程にて申告書の集合受付を行いますので、最寄りの会場をご利用ください。

〔労働保険料の申告・納付に関するお問合せは〕

鹿児島労働局総務部労働保険徴収室 電話099-223-8276

(<http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)

または最寄りの労働基準監督署まで

日 程 表

鹿児島労働基準監督署

鹿児島市薬師1-6-3 Tel 099-214-9175

(労働保険年度更新申告書集合受付日程)

月 日	時 間	申 告 書 受 付 会 場	電 話
6月13日(火)	10:30～16:00	種子島合同庁舎(国)(第2会議室)	0997-22-1318
6月14日(水)	9:30～12:00	中種子町立中央公民館(小会議室)	0997-27-1111
6月16日(金)	10:00～15:00	南さつま市民会館(第2会議室)	0993-53-2331
6月20日(火)	13:30～16:00	屋久島離島開発総合センター(第1会議室)	0997-42-0100
6月21日(水)	10:00～12:00	屋久島町総合センター(安房)(大会議室)	0997-43-5900
6月22日(木)	10:00～16:00	かごしま県民交流センター (東棟4階 大研修室3)	099-221-6600
6月23日(金)			
6月28日(水)	10:00～16:00	鹿児島総合卸商業団地協同組合 オロシティーホール(大会議室)	099-260-2111
7月3日(月)	10:30～15:00	シーサイドガーデンさのさ(みさきの間)	0996-32-4177
7月5日(水)	10:30～15:00	指宿市民会館(大会議室)	0993-22-4105

川内労働基準監督署

薩摩川内市若葉町4-24 川内合同庁舎 Tel 0996-22-3225

(労働保険年度更新申告書集合受付日程)

月 日	時 間	申 告 書 受 付 会 場	電 話
6月19日(月)	10:30～15:00	ホテルキング(2階バンケットホール)	0996-62-1511
6月27日(火)	10:00～15:00	宮之城ひまわり館(いきいき学習室)	0996-52-1123
7月4日(火)	10:00～15:00	薩摩川内市国際交流センター(2階会議室A・B)	0996-22-7741
7月5日(水)			

鹿屋労働基準監督署

鹿屋市西原4-5-1 鹿屋合同庁舎 Tel 0994-43-3385

(労働保険年度更新申告書集合受付日程)

月 日	時 間	申 告 書 受 付 会 場	電 話
6月12日(月)	10:30～15:00	曾於市商工会大隅支所(2階大会議室)	099-482-1432
6月20日(火)	10:00～15:00	鹿屋合同庁舎(4階共用会議室)	0994-43-3385
6月21日(水)			
6月29日(木)	10:30～15:00	有明地区公民館(農村環境改善センター大会議室)	099-472-1111

加治木労働基準監督署

始良市加治木町新富町98-6 Tel 0995-63-2035

(労働保険年度更新申告書集合受付日程)

月 日	時 間	申 告 書 受 付 会 場	電 話
6月14日(水)	10:30～15:00	伊佐市文化会館(小ホール)	0995-22-6320
6月23日(金)	10:00～15:00	栗野建設会館(2階会議室)	0995-74-2221
6月26日(月)	10:00～15:00	国分シビックセンター(多目的ホール)	0995-45-5111
6月28日(水)	10:00～15:00	始良市文化会館(加音ホール 会議室)	0995-62-6200

名瀬労働基準監督署

奄美市名瀬長浜町1-1 名瀬合同庁舎 Tel 0997-52-0574

(労働保険年度更新申告書集合受付日程)

月 日	時 間	申 告 書 受 付 会 場	電 話
6月7日(水)	13:30～16:00	天城町防災センター(2階小会議室 フリージア)	0997-85-2199
6月8日(木)	9:30～16:00	徳之島合同庁舎(国)(2階会議室)	0997-82-1438
6月9日(金)	9:30～12:00	徳之島交流ひろば ほーらい館(会議室A)	0997-86-3319
6月14日(水)	13:00～16:00	せとうち物産館(2階会議室)	0997-72-4595
6月15日(木)	9:00～16:00	奄美文化センター(2階第2会議室)	0997-54-1211
6月16日(金)	9:00～12:00		
6月21日(水)	15:00～17:00	知名町中央公民館(2階会議室)	0997-93-2041
6月22日(木)	9:00～12:00	和泊町商工会(会議室)	0997-92-0148
6月27日(火)	15:00～17:00	与論町中央公民館(第3研修室)	0997-97-2079
7月6日(木)	9:00～12:00	喜界町中央公民館(団体室)	0997-65-0229

「3年離職率と職場の安全、 職員の健康」

鹿児島産業保健総合支援センター
産業保健相談員 堀 内 正 久
(鹿児島大学衛生学・健康増進医学鹿児島大学
桜ヶ丘地区産業医)

■春は、学校も職場も新しい人が入ってきて、あわただしい中にも、活気のある季節である。私が産業医をしている鹿児島大学病院も100名以上の新入職者がおられた。看護師について言えば、毎年70名近くの入職がある。看護部全体で700人規模だから、新入職者の数が少し多いことに気づいた。世の中には3年離職率という言葉がある。新卒者の入職後3年間継続して勤務した人の割合を示した数字である。鹿児島大学病院看護部の3年離職率は、この10年間、30%強の値を推移していた。この値がとても高いかというと、そうでもないことが、鹿児島労働局のH27年度の報告が新聞に掲載されたこともありわかった。高卒46%、大卒36%と、鹿児島大学病院看護部よりもむしろ高い値であった。若い人たちは、自分に合った職場探しの時間として、学校卒業後すぐの時間を利用していると、やや善意に解釈することもできる。特に、IT産業などでは、人の回転が良い方が、会社としては活気が維持できるということも聞く。問題は、医療業や第一次産業ではないかと考えている。つまり、技術の蓄積が必要な職場においては、3年離職率が高いことは、職員の安全という意味で、問題であろう。医療における労災事例は、針刺し事故が突出して多い。一方、経験年数が短いことが、針刺し事故のリスク因子の一つとされている（大江ら、滋賀医科大学）。一方、H28年度の鹿児島県内の死亡事故例は19例であり、一次産業の中で林業関連が、5名であった。作業経験年数は、4ヶ月、10ヶ月、5年、15年、30年であり、一概に、経験年数が短いことが死亡事例に結び付くわけではないこと

もわかる。ただ、一般論でいえば、危険を伴う作業においては、やはり経験の有無は大きな違いをもたらすと思われる。話を医療業に戻してみると、長年の勘の必要な技術によって、職員の安全が保たれるだけでなく、もちろん、サービス対象者である、患者様の安全も保たれるわけである。

■最近、地方大学の地域貢献として、鹿児島大学も地元就職率を高めることを目標にしている。技術系の高校も、就職率100%を売りにしているところも多い。その人が適性の職場に就職できたかどうかを評価するためにも、就職率とともに、3年離職率も調べてみて良いだろう。就職率100%、3年離職率100%よりは、就職率80%、3年離職率20%の学校の方が、親身になって進路指導をしているかもしれない。産業保健の話題の中で、あえて、就職率や離職率を話題に挙げているのは、仕事を始めるときに、業務の健康に及ぼす影響を大いに考えてほしいと思うからである。職場における安全性は、やはり、業務を始めてみて、気づく点であると思う。給与や休暇日数は、数字で前もってわかるかもしれないが、職場の安全は、あまり数字としては見えない。そういう意味で、職場全体の安全も含めた総合的な指標の一つが、3年離職率といえるかもしれない。鹿児島大学病院も、3年離職率を10%以下にする積極的な取り組みが求められている。年間50件を超える針刺し事故低減のためにも、やはり3年離職率を下げる方向性が求められる。3年離職率抑制の具体的な取り組みは、やはり情報公開なのかもしれない。就職活動時の情報に、3年離職率を明記するように義務付ければ、やはり、3年離職率が80%の職場よりも、20%の職場を若い人たちも選択するであろう。若い人が、地元で根付くことを通して、健康で安全な地域・職場づくりが行われるということを目指し、客観的な指標としての3年離職率の企業における公開義務なども考えて良いのかもしれない。

県内の「ユースエール認定企業」が4社に増えました！

鹿児島労働局職業安定部訓練室



平成28年3月に「株式会社 現場サポート」が県内第1号のユースエール認定企業となり、さらに平成29年2月に「有限会社 鹿屋畜産」、「アイテップ株式会社」、「株式会社 有川組」の3社が新たにユースエール認定企業となり、県内では4社となりました。

平成29年3月16日には、鹿児島労働局において、4社に対する認定通知書の交付式を行い、その交付式後には「働き方改革」や「人材不足対策」などのテーマに係る意見交換も行われ、多くの報道機関に取り上げられました。

「ユースエール認定企業」とは、「若者雇用促進法」に基づき、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良であると厚生労働大臣が認定する企業です。

認定された企業については、労働局・ハローワークで新卒者や若年求職者に対して積極的にPRすることで、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。また、次のようなメリットもあります。

・認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能 ・自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能

・キャリアアップ助成金等若者の採用・育成を支援する関係助成金を加算・日本政策金融公庫による低利融資・公共調達における加点評価

これらのメリット以外にも、ユースエール認定を受けた企業からは、「社員が、自分のいる職場が他社より優良な環境であると認識できたことで社内のモチベーションがアップした」という声もいただいております。

ユースエール認定を受けるには、年次有給休暇の取得状況や残業時間などの条件があり、鹿児島労働局へ認定申請を提出する必要があります。

詳しくは鹿児島労働局職業安定部訓練室（099-219-8711）、または最寄りのハローワークへお尋ねください。

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【平成29年2月末現在】

県内有効求人倍率 1.10倍（前月比0.02P減）
全国平均有効求人倍率 1.43倍（前月同水準）

県内正社員有効求人倍率 0.77倍（前年同月比0.14P増）
全国正社員有効求人倍率 0.97倍（前年同月比0.11P増）

※本県の雇用情勢は、有効求人倍率が10か月連続で1倍台となりました。有効求人数が30か月連続で前年同月を上回り過去最高となるなど、依然として改善傾向にあります。産業によって求人増加に強弱がみられ、今後の求人・求職の動きに注視が必要と思われます。

雇用管理に役立つ助成金、活用してませんか？

鹿児島労働局職業対策課

【建設労働者確保育成助成金】

若年・女性労働者向けトライアル雇用助成コースを新設します

建設業務に就きたいものの、経験不足から不安を抱えている若年者（35歳未満）や女性を中小企業の建設事業主がトライアル雇用対象者として雇い入れた場合、現行のトライアル雇用奨励金にさらに1月あたり4万円（最長3か月）を上乗せ支給する助成制度です。

その他、支給にあたり要件等ありますので、詳細は県内ハローワーク又は鹿児島労働局職業対策課（☎099-219-5101）へお問い合わせください。

平成29年 業種別死傷災害発生状況（平成29年3月末速報値）

Table showing industry-specific death and injury statistics for Heisei 29 (March 2017). Columns include industry name, deaths, and injuries for Heisei 29 and Heisei 28, along with change values.

① 死者数は、当月までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。
② 死者数は、労働者死傷届出報告のうち休業見込み日数が4日以上の実害によるもので、死亡者を含みます。
③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷届出報告が未提出の場合もあります。
④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

平成28年 業種別死傷災害発生状況（確定値）

Table showing industry-specific death and injury statistics for Heisei 28 (Final values). Columns include industry name, deaths, and injuries for Heisei 28 and Heisei 27, along with change values.

① 死者数は、当月までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。
② 死者数は、労働者死傷届出報告のうち休業見込み日数が4日以上の実害によるもので、死亡者を含みます。
③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷届出報告が未提出の場合もあります。
④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

労務管理あれこれ

鹿児島労働局監督課

意見書の提出拒否されたが

(Q) 当社では、賃金制度の一部を変更することになり、就業規則の変更届けを出すことになりました。しかし、この規則変更に対して組合が反対し、労働基準監督署へ届け出る際の意見書の提出を拒否しています。

このような場合、就業規則の変更は認められないのでしょうか。また、たとえ意見書が提出されたとしても、それが全面的に反対の意見書であった場合でも、認められるのでしょうか。

意見を聴いたことが証明できれば足りる

(A) 労働基準法第90条は、「使用者は、就業規則の作成又は変更について、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない」とし、この意見を作成又は変更した就業規則に書面で添付して届け出ることを義務づけています。

さて、ご質問の届出の要件とされている意見を労働組合が故意に表明しない場合、あるいは反対とする意見が出されても手続きは有効かという問題ですが、結論をいえばいずれの場合であっても有効となります。つまり、故意に意見を表明しない場合や、あるいは意見書に署名押印しない場合でも、「意見を聴いたことが客観的に証

明できる限り、これを受理するよう取扱われたい」（昭23・5・11 基発第735号、昭23・10・30 基発第1575号）とされているとおりです。

また、反対意見の効力については、「『労働組合の意見を聴かなければならない』というのは労働組合との協議決定を要求するものではなく、当該就業規則についての労働組合の意見を聴けば労働基準法の違反とはならない趣旨である」（昭25・3・15 基収第525号）との解釈がされています。つまり、同意を要件としていないのは、同意を必要とすれば結果的に労働協約の締結を強制することになるためです。

しかし、同意を必要としないまでも、意見を聴く場合にどの程度の方法なり手続きなりが必要とされるのか、という問題があります。この点について、裁判例は「意見を聴くとは、労働者過半数の意見が十分に陳述された後、これが十分に尊重されたという事蹟が存することである。・・・次に意見が十分尊重されたと言うことは、労働者の意見が採用されることを必要としないことは勿論、反映することも必要でない。ただし労働者の過半数の意見が使用者によって就業規則制定又は変更上十分に考慮され、労働者に質すべきは質し、説明すべきは説明し、労働者の意見の理解及び採用に十分の配慮と誠意が傾けられた事蹟の存することを要する」（東洋精機事件 昭28・8・10 神戸地判）と判断したものがあります。

ご質問の場合については、どちらのケースとも労働基準法第90条の規定には触れませんが、労働者の意見に対し十分な配慮と誠意が必要とはいえます。

鹿児島教習所 教室棟が完成

サービスの向上と充実した講習運営を目指して

(公社) 鹿児島県労働基準協会

平成28年度の整備事業でありました鹿児島教習所教室棟増築工事は、計画どおり施工され平成29年3月に完成後無事引き渡しを受けることができました。

工事にあたり、設計監理を担当して頂きました(株)東条設計様、施工の(株)渡辺組様には、早期完成に尽力されたことに対し御礼を申し上げます。

さて、鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）は、車両系建設機械、高所作業車、クレーン等の運転資格付与の講習をはじめ、有機溶剤、酸欠、特化物等を取り扱う場合の作業主任者講習等を実施しておりますが、これらの講習を円滑に実施するため教室、救護室等を新設し受講者のサービス向上と講習会の充実を図っていくこととしたところです。

今後も施設の充実とあわせて講習機材等の整備を図り、より一層充実した安全衛生教育を推進して参りますのでご利用下さいますようお願い申し上げます。

〈完成までの行事等〉

平成28年9月16日 起工式

平成29年1月23日 上棟式

平成29年3月31日 建物引き渡し

平成29年4月5日 竣工式



【講習会に関する問い合わせ先】

◆鹿児島教習所（鹿児島市七ツ島）

TEL 099-261-6298

◆鹿児島県労働基準協会本部（鹿児島市新屋敷町）

TEL 099-226-3621

平成29年6月 講習開催のご案内

鹿児島教習所実施分（鹿児島市七ツ島1-6-2）

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会 検察

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格	
技 能 講 習	【全科目者】 6/5~6/9	5/8~5/12	【全科目者】 会員 65,200円 一般 66,200円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了者	
	【科目免除者】 6/5~6/6		【科目免除者】 会員 36,040円 一般 37,040円		
	【全科目者】 6/26~6/30	5/29~6/2	【全科目者】 会員 65,200円 一般 66,200円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了者	
	【科目免除者】 6/26~6/27		【科目免除者】 会員 36,040円 一般 37,040円		
玉 掛 け	6/5~6/7	5/8~5/12	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者	
	6/26~6/28	5/29~6/2	【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円		
[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 6/12~6/16	5/15~5/19	【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者	
	【科目免除者】 6/12~6/13		【科目免除者】 会員 20,060円 一般 21,060円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)	
不整地運搬車運転	6/19~6/20	5/22~5/26	会員 34,480円 一般 35,480円	【受講資格】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・車両系建設機械運転(整地等又は解体用)技能講習修了者	
酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者	6/21~6/23	5/22~5/26	会員 18,440円 一般 19,440円		
特別 教 育	クレーン運転	6/12~6/13	5/15~5/19	会員 16,770円 一般 20,010円	
	アーク溶接等	6/19~6/21	5/22~5/26	会員 18,360円 一般 21,600円	
そ の 他	第 二 種 衛 生 管 理 試 験 準 備 講 習	6/12~6/13	5/15~5/19	会員 15,336円 一般 18,576円	※会場がオロシティーホールとなります。
	安全衛生推進者養成講習	6/15~6/16	5/15~5/19	会員 12,284円 一般 13,284円	
	第 一 種 衛 生 管 理 試 験 準 備 講 習	6/20~6/22	5/22~5/26	会員 20,520円 一般 23,760円	※会場がオロシティーホールとなります。

鹿屋地区での講習会のお知らせ				問い合わせ先：鹿屋支部 TEL0994-40-9055 FAX0994-40-9056
講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転 技 能 講 習	【全科目者】 6/26~6/30	5/29~5/31	【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者

種子島地区での講習会のお知らせ				問い合わせ先：種子島支部 TEL0997-22-2736 FAX0997-22-2731
講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用) 技 能 講 習	【全科目者】 7/3~7/7	5/29~6/2	【全科目者】 会員 65,200円 一般 66,200円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了者
	【科目免除者】 7/3~7/4		【科目免除者】 会員 36,040円 一般 37,040円	

(備考) 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
2 詳細につきましては、ホームページをご覧ください。案内書をお取り寄せください。